

検察審査員の判断に関する実証的研究

山崎優子
(立命館大学)

検察審査会制度・強制起訴・検察審査員

本研究の目的は、検察審査員（市民）の議決を規定する要因、議決に至る心的プロセスを明らかにし、検察審査会の議決の妥当性を議論するうえで基盤となる実証的知見を提供することにある。

犯罪被害者や犯罪を告訴・告発した人から、検察の不起訴を不服として検察審査会に審査申立を求めた場合、市民から選ばれた検察審査員が審査を行ない、起訴相当・不起訴相当・不起訴不当の議決を行う。2009年に検察審査会の議決に強制力が付与され、起訴相当と2回議決された場合には弁護士が検察官役となり強制起訴されることになった。このことにより、市民の判断が司法に反映される可能性が高まったが、議決の妥当性をめぐっては、議論がなされている。例えば、議論の1つに、起訴の際の嫌疑の程度（起訴の際に有罪の確信は必要か）の問題があげられる（福井, 2011）。

本研究では、検察審査員経験者を対象にした調査、市民を対象にした模擬検察審査会実験を行い、審査員の判断に影響を及ぼす要因について検討を行った。

1. 検察審査員経験者に対する質問紙調査

検察審査会制度についての認識、審査にあたって影響した要因について明らかにする目的で調査を実施した。

方法

材料 質問紙（A4用紙5ページ）

協力者 検察審査協会所属の検察審査員経験者31人。

審査にあたった時期は、3年未満（検察審査会の議決に強制力が付与されてから）3人（60代2人、70代1人）、6～10年前7人（40代1人、50代1人、70代2人、80代以上2人、不明1人）、11年前～15年前8人（50代1人、60代5人、70

代2人）、16年前～20年前5人（60代1人、70代4人）、21年以上前6人（70代3人、80代3人）。審査員に選ばれたが審査にあたらなかった人2人（60代1人、不明1人）。

手続き 郵送あるいは対面で調査用紙を配布し、回答を求めた。

結果

(1) 検察審査会についての知識、(2) 審査内容、(3) 検察審査会制度の意義および改善点、に対する回答結果を下記に示す。

(1) 検察審査会についての認識

質問「審査員になる前に検察審査会の存在について知っていたか」、「審査員候補に選ばれた時の説明は十分になされたか」、「説明内容は十分に理解できたか」に対する回答結果をTable 1に示した（いずれも5件法であったが回答結果は3カテゴリに分類した）。審査員になる前に検察審査会の存在を知らなかった者は71%と多く、このうち説明内容を理解「できなかった」と回答した者が6人（27%）と少なくない（Table 1）。

Table 1 検察審査会の知識および説明の理解（人）

		審査員になる前に検察審査会を		
		知らなかった 22 (71%)	知っていた 8 (26%)	その他 1 (3%)
説明 内容	十分	13	8	0
	十分でない	2	0	0
	その他	7	0	1
説明 内容 理解	できた	13	8	0
	できなかった	6	0	1
	その他	3	0	0

(2) 審査内容(複数の場合最も印象に残った事案)

「交通事故」21人(75%)、「横領」2人(7%)、「詐欺」、「個人情報流出」、「遺産相続」、「隣人問題」、「マンション管理」、無記入は各1人(4%)、実際の審査にあたらなかった者2人(7%)であった。

以降の質問については、上記の事案について回答を求め、以降の分析は実際に審査にあたった29人の回答を対象とした。

質問「審査の際に法律の知識は必要だったか」に対する回答結果(5件法であったが回答は3カテゴリに分類した)をTable 2に、質問「必要な法律の知識をどのように得たか」(自由記述)、質問「必要な法律の知識を理解できたか」(5件法)に対する回答結果をTable 3に示した。

交通事故の審査にあたった43%が「法律の知識が必要だった」としている(Table 2)。また、70%近くが必要な法律の知識を事務局から得ており、概ね「理解できた」と判断している(Table 3)。

Table 2 審査の際の法律の知識の必要性 (人)

	有	無	どちらとも いえない
	13 (45%)	8 (28%)	8 (28%)
交通事故	9	7	5
横領	2	0	0
マンション管理	1	0	0
遺産相続	1	0	0
隣人問題	0	1	0
個人情報流出	0	0	1
詐欺	0	0	1
無記入	0	0	1

Table 3 必要な法律の知識を得た元 (人)

	事務局	自分(で 調べた)	事務局 と自分	他の人
交通事故	6(3.8)	2(4.0)	1(4.0)	0
横領	0	1(4.0)	1(4.0)	0
マンション管理	0	0	0	1(2.0)
遺産相続	0	0	1(4.0)	0

(()内は理解度(1全く理解できなかった~5十分に理解できた))

質問「審査の際に、1被害の大きさ、2申立人の処罰感情、3社会に与える影響、4被疑者が裁判で有罪となる可能性、が判断に影響したか」に対する回答結果をTable 4に示した(5件法であったが回答は3カテゴリに分類した)。判断に影響した程度(1~5)について、質問項目を要因とする1要因の分散分析を行ったが、有意な効果は得られなかった($p>.1$) (平均3.0, $SD=1.1$)。

質問「法律家と同じように判断しようと思ったか」に対する回答結果をTable 5に示した(5件法であったが回答は3カテゴリに分類した)。「法律家と同じように判断しようと思った」と回答した者は21%と少なかった(Table 5)。

Table 4 審査の際、判断に影響した事象 (人)

	影響した	影響しな かった	どちらとも いえない
1被害の大きさ	11(39%)	11(39%)	6(21%)
2処罰感情	9(32%)	12(42%)	7(25%)
3社会に与える影響	12(42%)	10(36%)	6(21%)
4有罪の可能性	10(36%)	12(43%)	6(21%)

Table 5 審査する際に法律家と同じように判断しようと思ったか (人)

思った	思わな かった	どちらとも いえない
6(21%)	15(54%)	7(25%)

質問「審査の際に、1被害の大きさ、2申立人の処罰感情、3社会に与える影響、4被疑者が裁判で有罪となる可能性、が判断に影響したか」に対する回答、質問5「審査する際に法律家と同じように判断しようと思ったか」に対する回答間に関連があるかを確かめるために、スピアマンの順位相関係数を求め、有意性検定を行った。その結果、質問項目1~4の回答間の相関が有意であった(いずれも $p<.01$)が、質問項目5の回答と他の質問に対する回答間に有意な相関はみられなかった($p>.1$) (Table 6)。つまり、「被疑者が有罪になる可能性」を考慮する程度が高まっても、「法律家と同じように」判断する傾向が増すわけではない。質問「審査申立て人の口頭での意見陳述があっ

たか」に対する回答に対して、「無」と回答した者は28人(100%)であった(未記入1人除く)。過半数の審査員が要求すれば申立人を呼び出し、直接話しを聞くことが可能であるが、口頭での意見陳述を聞いた者はいなかった。

Table 6 回答間の相関係数と有意性検定の結果

	2	3	4	5
1 被害の大きさ	.611**	.718**	.453**	-.092
2 処罰感情		.696**	.591**	-.117
3 社会に与える影響			.467*	-.133
4 有罪の可能性				-.002
5 法律家と同じ判断				

(N=29) * $p < .05$, ** $p < .01$

(3) 検察審査会制度の意義および改善点

質問「検察審査会制度の意義」、「審査にあたって改善したらよいと思ったところ」に対する回答(自由記述)をKJ法によりカテゴリ分類した結果をそれぞれTable 7とTable 8に示した。

Table 7 検察審査会制度の意義

カテゴリ	回答数(割合)
被害者の救済	6(23%)
市民の常識的判断の司法への反映	11(42%)
検察の判断の妥当性のチェック	6(23%)

Table 8 審査にあたって改善したらよいと思った点

カテゴリ	回答者数(割合)
文書(量の多さ、読みづらさ)	10(34%)
任期期間が短い	4(14%)
審査員の選出方法	4(10%)
法律等の知識の提供	3(10%)
時間的拘束が長い	3(7%)
審査の時間が短い	2(7%)
司法教育の充実	2(7%)
専門家の指導必要なし	1(3%)
その他	2(7%)
無	9(31%)

考察

検察審査会制度についての認識は、審査員候補

に選ばれて説明を受けるまでは総じて低い、説明を受けた後の理解度は概ね高い。しかし、審査員に選ばれる前に検察審査会についての知識がなかった者の中には、説明を受けても「理解できなかった」と回答する者がみられた。また、検察審査員には特別な知識は必要ないとされるが、実際には45%が審査の際に「法律の知識」が必要だったと回答している。今後、必要な知識の教示方法とその効果について検討する必要があるだろう。

「被害の大きさ」、「審査申立て人の処罰感情」、「社会に与える影響」、「被害者が裁判で有罪となる可能性」が判断に及ぼした影響の程度は相互に関連がみられたが、「法律家と同じように判断しようと思った」程度とは関連がみられなかった。

54%が「法律家と同じように判断しようと思わなかった」とし、42%が検察審査会制度の意義について「市民の常識的判断の司法への反映」を挙げており、検察審査会制度の趣旨である司法への「民意の反映」に重きが置かれる傾向があるといえる。改善点として挙げられた、審査で目を通す文書の量、任期期間等については、審査に影響を及ぼす要因として、今後検討する必要があると思われる。

2. 模擬検察審査会実験

過去に検察審査会に申し立てされ、注目を浴びた事案について、市民がどのように判断するのか、また判断にどのような要因が影響するかを明らかにする目的で、模擬検察審査会実験を実施した。

方法

材料

- (1) 検察審査会の概要に関するDVD(最高裁製作。全編約35分)。
- (2) 配布資料
 - A (A3用紙1枚) 検察審査会概要(最高裁HPより抜粋)

<http://www.courts.go.jp/kensin/seido_gaiyo/index.html>
 - B (A4用紙1枚) 2005年4月25日に発生したJR福知山線脱線事故で歴代3人の社長が責任を問われた事案。事故当時、鉄道本部長が安全管理の統括をしていたとして起訴されたが、歴代社長は起訴されず、被害者遺族が

これを不服として申し立てを行った。

C (A4用紙1枚) 2011年1月12日に沖縄市で発生した米軍軍属の男性が起こした交通事故(日本人男性が死亡)の事案。日米地位協定により「公務中」の事故という理由から第一次裁判権は米国にあると判断された。米軍は加害者に免許停止5年という判決を下したが、これを不服として遺族が申し立てを行った。

(3) 質問紙 ①検察審査会制度についての知識を問う内容 ②検察審査会制度についての理解度および意義を問う内容 ③検察審査員としての判断を問う内容 の3種類。

協力者 大学生34人

手続き 実験は、5人～12人のグループ毎に実施した。協力者は質問紙①に回答し、質問紙は回答後に回収された。次に資料Aが配布され、検察審査会制度に関するDVDを視聴した。DVD視聴後、協力者は質問紙②に回答し、質問紙は回答後に回収された。その後、協力者は6人(あるいは5人)のグループ毎に集められ(協力者34人で計6グループを構成)、配布資料B(あるいは配布資料C)を配布された。そして、「これから検察審査員になったつもりで判断すること」、「自分が検察審査員だったらどう判断するかを考えながら読むこと」を求められた。配布資料を読み終えた協力者は、質問紙③に回答した。グループ内の全員が回答した後、「どのような判断が望ましいか」について10分～15分、議論を行った。議論終了後、配布資料B(あるいは配布資料C)と質問紙③は回収された。次に配布資料C(あるいは配布資料B)が配布され、上記と同様の手続きをくり返した。カウンターバランスを取るため、6グループのうち半数の3グループには配布資料B、残りの半数の3グループには配布資料Cが先に配布された。所要時間は約1時間30分であった。

結果

(1) 検察審査会制度についての認識、(2) JR 福知山線脱線事故に関する判断、(3) 米軍軍属の男性が起こした交通事故に関する判断 について、下記に示す。

(1) 検察審査会制度についての認識

①DVD 視聴前の質問「察審査会制度について知っ

ていること」に対する回答(自由記述)は、79%(27人)が未記入あるいは正しくなかった。

②DVD 視聴後の質問「察審査会制度について理解できたか」に対する回答(1 全く理解できなかった～9 十分理解できた)の平均は8.1($SD=0.89$)、質問「検察審査会制度の意義はあるか」に対する回答(1 全くない～9 非常にある)の平均は7.6($SD=1.6$)であった。検察審査会制度についての認識は非常に低いが、DVD 視聴後の理解度は高く、意義の評価も総じて高い。

(2) JR 福知山線脱線事故に関する判断

質問「検察審査員だったらどのように判断するか」、「被疑者が起訴された場合、有罪・無罪のどちらになると思うか」に対する回答結果をTable 9に示した。

判断によって、被疑者が起訴された場合の有罪・無罪の予測が異なるかを確かめるために、「起訴された場合の有罪・無罪判断」とその判断の確信の強さ(9件法)から、 -8.5 (無罪判断で確信度9)～ 8.5 (有罪判断で確信度9)の1刻みの数値になるように変換し、この数値を有罪確信とした。有罪確信について、判断を要因とする1要因の分散分析を行った結果、主効果が有意($F(2, 31)=4.75, p<.05$)で、下位検定(ライアン法、これ以降も同様)の結果、不起訴相当(-3.9)が、起訴相当(2.6)よりも有意に低かった($p<.05$)。

Table 9 判断及び被疑者が起訴された場合の予測

	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当
起訴されたら 有罪	26% (9人)	24% (8人)	0
起訴されたら 無罪	12% (4人)	24% (8人)	15% (5人)

質問「判断する際に、①被害の大きさ、②審査申立て人の処罰感情、③社会に与える影響、④起訴となった場合に有罪になる可能性、⑤法律の専門家ならどのように判断するか、⑥法律、⑦過去の検察審査会の議決、⑧世論、⑨裁判で真相が解明される可能性、をどの程度考慮したか」(9件法)の回答について、判断と質問項目を要因とする2要因の分散分析を行った結果、質問項目の主効果

が有意で ($F(8, 248)=14.85, p<.005$)、下位検定の結果、項目⑦ (2.3) が他のどの項目よりも低かった ($p<.05$)。また交互作用 ($F(16, 248)=2.70, p<.001$) が有意で、単純主効果の検定では、項目⑤、⑥、⑧における判断の効果が有意であった (それぞれ $F(2, 279)=4.06, p<.05$; $F(2, 279)=4.86, p<.01$; $F(2, 279)=3.07, p<.05$)。下位検定の結果、項目⑥で不起訴相当 (6.8) が起訴相当 (3.5) よりも有意に高かった ($p<.05$)。

次に、判断の背後にどのような要因が影響しているのかを確かめるために、質問項目①～⑨の回答について因子分析を行なった。質問項目⑦ (過去の検察審査会の議決) については、判断する際に考慮した参加者 (5 考慮した～9 非常に考慮した、を選択した参加者) が 15% と少数であったため除外した。因子間の独立性が予想されるため、主成分分析法を採用し、バリマックス基準による回転を行った結果、最終的に 2 因子を抽出した。Table 10 にその結果を示した。

第 1 因子には、被害者の観点にたった項目が高く負荷していることから「同情心」因子と命名した。第 2 因子には、法律に関する項目が高く負荷していることから、「法的観点」因子と命名した。

Table 10 因子分析結果 (因子負荷量)

	同情心	法的観点
①被害の大きさ	.975	.088
⑧世論	.598	.008
②申立人の処罰感情	.584	-.043
⑤法律専門家の判断	-.090	.821
⑥法律	-.100	.759
④有罪になる可能性	.228	.500
因子寄与	2.089	1.912
寄与率 (%)	34.819	31.862
累積寄与率 (%)		66.682

「同情心」、「法的観点」が判断に及ぼす影響の強さが判断によって異なるかを検討するために、「同情心得点」(質問項目①、②、⑧の回答の平均

値) および「法的観点得点」(質問項目④、⑤、⑥の回答の平均値) を算出し、判断と得点を要因とする分散分析を行った。その結果、交互作用が有意で ($F(2, 31)=6.69, p<.005$)、単純主効果の検定では、不起訴相当、不起訴不当、起訴相当における得点の効果が有意であった (それぞれ $F(1, 31)=4.31, F(1, 31)=5.46, F(1, 31)=6.08$, いずれも $p<.05$)。Figure 1 に判断別の得点を示した。

以上の結果から、模擬検察審査員の判断には異なる 2 つの因子、「同情心」と「法的観点」が影響し、どちらの影響が強いかによって、判断が異なることが示された。

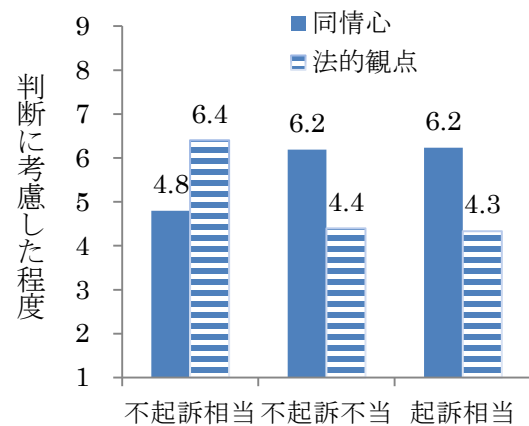


Figure 1. 判断に影響した要因

尚、検察審査会での議決を知る者はいなかった。

(3) 米軍軍属の男性が起こした交通事故に関する判断

手続き上の瑕疵があったため、1 人のデータを除外して以下の分析を行った。質問「検察審査員だったらどのように判断するか」、「被疑者が起訴された場合、有罪・無罪のどちらになると思うか」に対する回答結果を Table 11 に示した。

Table 11 検察審査員としての判断および起訴された場合の有罪か無罪かの予測

	起訴相当	不起訴不当	不起訴相当
起訴されたら 有罪	39% (13 人)	42% (14 人)	0
起訴されたら 無罪	6% (2 人)	12% (4 人)	0

「起訴相当」と「不起訴不当」と判断した者で、「被疑者が起訴された場合の有罪・無罪判断」が異なるかについて確かめるために、(2)と同様の方法で有罪確信を算出し、判断を要因とする1要因の分散分析を行ったが、有意な効果は得られなかった($F(1, 31)=.12, p>.1$) (平均3.9, $SD=4.2$)。

質問「判断する際に、①～⑨(2)と同様)をどの程度考慮したか(9件法)の回答について、項目と判断を要因とする2要因の分散分析を行った結果、項目の主効果が有意で($F(8, 248)=20.06, p<.001$)であった。また、交互作用が有意傾向で($F(8, 248)=1.96, p<.1$)、単純主効果の検定では、項目③、⑤、⑦、⑧における判断の効果が有意であった(それぞれ $F(1, 279)=4.07, F(1, 279)=4.01, F(1, 279)=4.67, F(1, 279)=5.26$ 、いずれも $p<.05$) (項目③、⑤、⑦、⑧において、不起訴不当(それぞれ7.3, 4.0, 3.4, 5.2)が起訴相当(それぞれ5.7, 2.5, 1.7, 3.5)よりも考慮する程度が高い)。

次に、判断の背後に存在する要因を明らかにするために、(2)と同様の方法で因子分析を行ない、最終的に2因子を抽出した(Table 12)。第1因子には社会への影響に関する項目に加え刑罰に関する項目が高く負荷していることから「正義感」因子と命名した。第2因子には、法的観点に加え、被害の大きさがマイナス方向に高く負荷していることから、「法律遵守」因子と命名した。

Table 12 因子分析結果(因子負荷量)

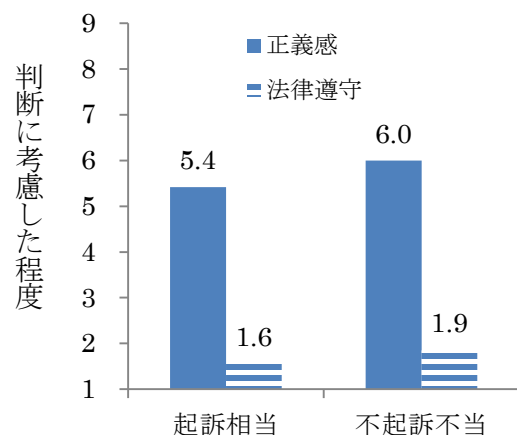
	正義感	法律遵守
③社会に与える影響	.775	.073
②申立人の処罰感情	.658	-.243
⑧世論	.645	.398
④有罪になる可能性	.599	.187
⑤法律専門家の判断	.366	.800
⑥法律	-.337	.748
①被害の大きさ	-.143	-.618
因子寄与	2.370	1.545
累積寄与率	29.667	26.261
累積寄与率(%)		55.928

「被疑者が有罪になる可能性への考慮」が(2)の事案(福知山線脱線事故)では「法的観点」因子の影響を受け、本事案では「正義感」因子の影響を受けたのは、「有罪か否か」の判断が前者の場合、法律の解釈に関わる一方、本事案の場合、被疑者が事故を起こしたのは事実であり、「有罪は当然」と認識される傾向にあったためと考えられる。

「正義感」、「法律遵守」が判断に及ぼす影響の強さが判断によって異なるかを確かめるために、「正義感得点」(質問項目③、②、⑧、④の回答の平均)および「法律遵守得点」(質問項目⑤、⑥の回答と、負の値に変換した①の回答の平均)を算出し、判断と得点を要因とする分散分析を行った結果、得点の主効果が有意であった($F(1, 31)=124.29, p<.001$) (正義感5.7、法律遵守1.7)。

以上、模擬検察審査員の判断には異なる2つの因子、「正義感」と「法律遵守」が影響するが、後者の影響はほとんどみられないことが示された。

尚、本事案について、検察審査会で審査されたことを知る者はいなかった。



考察

市民(大学生)の多く(79%)は、検察審査会制度についての知識をもたないが、DVD視聴後には、その意義を高く評価する傾向がみられた。

2つの事案に対する判断には、「申立人の処罰感情」が強く影響した。また、判断に影響を及ぼす要因として、両事案とも処罰感情や世論の考慮に影響する因子と、法律の考慮に影響する因子の存在が示され、どちらの因子が強く影響を及ぼすかによって、判断が異なることが示された。